

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1,176 単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	日割の場合 39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合 2,349 単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	日割の場合 77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合 3,727 単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	日割の場合 123 単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 12 単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合 23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合 37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算 所定単位数の 15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算 200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I) 100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II	(2)生活機能向上連携加算(II) 200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II	(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000 加算		

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。